

I 障がいのある子どもの教育支援の 基本的な考え方

1 共生社会と学校教育

【ポイント】

▶「共生社会」の形成に向けて

(1) 「共生社会」について

○ 「共生社会」とは

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指しています。

○ 「共生社会」の形成に向けて

学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

(2) インクルーシブ教育システムの構築のために

○ 「インクルーシブ教育システム」の定義

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

○ インクルーシブ教育システムの基本的な方向性

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要です。

*インクルーシブ教育システムに関する研修コンテンツ

https://special-center.fcs.ed.jp/page_20240322025508

活用資料：【資料1-1】

*関連する関連資料について、本人や保護者等に説明できる資料を掲載しております。(以下、同じ)

2 障がいのある子どもの教育に関する制度の改正

【ポイント】

- ▶法制度の改正を理解（特に、障害者基本法第16条第1項）
- ▶「地域で共に学び、共に生きる」

(1) 障がいのある子どもの教育に関する制度の改正

平成18年12月、国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成19年9月に同条約に署名し、平成26年1月に批准しました。

日本が本条約を批准するために国内法の整備等が行われ、平成23年8月には障害者基本法が改正されました。その第16条には、次のように述べられています。

○障害者基本法第16条第1項

- ・「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。」（第2項以下省略）

また、これ以外にも様々な国内法が整備されました。

○学校教育法の一部改正（平成19年改正）

- ・「特殊教育」から「特別支援教育」への発展的な転換及び標記の転換

○学校教育法施行令の一部改正（平成25年）

- ・ 就学先を決定する仕組みの改正等

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年施行）

- ・ 不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供 等

就学の相談・支援に取り組む関係者にとって、特に障害者基本法の第16条第1項に示している「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ」に留意しなければなりません。市町村教育委員会は、子ども一人一人の教育的ニーズ（「Ⅲ教育的ニーズの把握と活用について」参照）を把握しながら、教育上必要な支援の提供や地域における教育体制を整備していくことが大切です。

本県の第7次福島県教育総合計画【施策3】においても「地域で共に学び、共に生きる共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実」を掲げており、共生社会の理念を踏まえた上で、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な学びの場や交流及び共同学習について、一層の充実を推進しています。

3 教育的ニーズの把握について

【ポイント】

- ▶教育的ニーズの把握
- ▶市町村教育委員会等の調査の視点

(1) 教育的ニーズに応じた適切な学びの場の検討について

○ 教育的ニーズとは

教育的ニーズとは、子ども一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障がいの状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかを検討することで整理されるものです。

○ 就学に関する事前の相談・支援の必要性について

就学先を判断する前に教育相談等で、把握・整理した子ども一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要です。

(2) 教育的ニーズを整理するために

○ 最も大切にすること

対象となる子どもの自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することです。

○ 教育的ニーズを整理するための三つの観点

次の三つの観点で整理し、本人や保護者、その他関係者から就学相談等をとおして把握することが大切です。

① 障がいの状態等

- (視点) 医学的側面からの把握
- (視点) 心理学的・教育的側面からの把握

② 特別な指導内容

- (視点) 就学前までに特別に必要とされる指導内容
- (視点) 義務教育段階において特別に必要とされる指導内容

③ 教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

- (視点) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の「別表」の観点による配慮の検討
- (視点) 「障害のある子供の教育支援の手引（令和3年6月文部科学省）第「第3編障害の状態等に応じた教育的対応」のI～X（各障害種別）の1の「（2）教育的ニーズを整理するための観点」



(3) 教育的ニーズの把握が十分ではないケース（例）

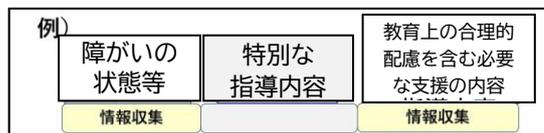
- 障がいの状態のみで学びの場を検討しているケース

学び場の検討の際に、個別に必要な合理的配慮を受ければ、共に学ぶことができる状況であることを考慮せず、障がいの状態のみで学びの場が分けられてしまう可能性があります。障害者基本法第16条の考え方を踏まえておらず、本人や保護者に十分な説明ができず、合意形成に至らないケースがあります。



- 特別な指導内容を考慮せずに、学びの場を検討しているケース

本人に必要な特別な指導（自立活動等）について把握が不十分であると、週1回程度の自立活動の指導の指導内容以外に、通常の学級で支援を受けながら学習することが可能である場合であっても、「特別支援学級」と学びの場が決定されることがあります。通級による指導と特別支援学級の違いについて、本人や保護者に十分に説明する必要があります。



(4) 市町村教育委員会における調査の視点

- 教育的ニーズの観点から調査する様式等の検討

教育支援委員会で学びの場を検討する際に、調査する様式を各学校や委嘱された調査員等が活用しますが、各市町村教育委員会が調査する様式等に、教育的ニーズを整理・把握し、記載する欄を入れることが必要です。

教育的ニーズを把握した上で、学びの場の基礎的環境整備の状況、合理的配慮を含む必要な支援の内容に関する状況を把握し、特別な指導内容を検討することで、適切な学びの場を検討することができます。



活用資料：【資料2-1】【資料2-2】【資料2-3】

4 合理的配慮とその基礎となる環境整備

【ポイント】

- ▶合理的配慮と基礎的環境整備の理解
- ▶合理的配慮に関する理解（決定方法・提供・観点等）

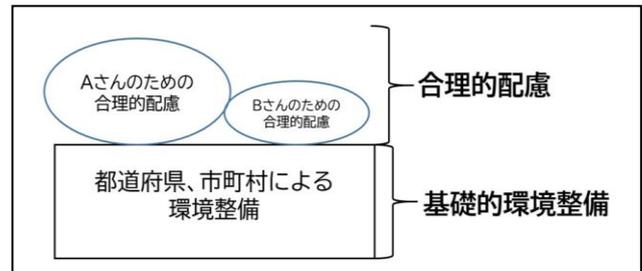
(1) 合理的配慮の基礎となる環境整備

○ 基礎的環境整備とは

障害者差別解消法第5条においては、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とされており、合理的配慮を的確に行えるようにする環境の整備について、行政機関及び事業者の努力義務とされています。このような合理的配慮の基礎となる環境整備を「基礎的環境整備」と呼んでいます。

○ 基礎的環境整備と合理的配慮の関係性

それぞれの基礎的環境整備の状況により、提供される合理的配慮は異なることとなる点について留意する必要があります。



(2) 合理的配慮の決定方法・提供等について

○ 合理的配慮とは

合理的配慮は、「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において提唱された概念です。平成24年中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、「中央教育審議会初等中等教育分科会報告」という。）において、合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義しています。

○ 合理的配慮の提供は法律上の義務

障害者差別解消法第7条第2項において、合理的配慮の提供は、国の行政機関・地方公共団体・独立行政法人等では法律上の義務です。なお、事業者については、令和3年に同法が改正され、令和6年4月1日から、合理的配慮の提供が努力義務から法的義務へと改められました。

○ 合理的配慮の決定方法・提供

合理的配慮の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面や財政面なども含めて勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなります。各学校の設置者及び学校は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、障害者差別解消法に基づき、合理的配慮を行うことが重要です。その際、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要があります。

○ 個別の教育支援計画への明記

設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮の観点」を踏まえながら、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいです。その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが重要です。

○ 合理的配慮の観点

合理的配慮は、個別の状況に応じて提供されるものであり、これを具体的かつ網羅的に記述することは困難であります。中央教育審議会初等中等教育分科会報告においては、合理的配慮を提供するに当たっての観点を、①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備の3つの観点で整理されました。

(参考)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会)における合理的配慮を提供するに当たっての観点(抜粋)
【「合理的配慮」の観点①教育内容・方法】

<①-1教育内容>

①-1-1学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2学習内容の変更・調整

<①-2教育方法>

①-2-1情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2学習機会や体験の確保

①-2-3心理面・健康面の配慮

【「合理的配慮」の観点②支援体制】

②-1専門性のある指導体制の整備

②-2幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3災害時等の支援体制の整備

【「合理的配慮」の観点③施設・設備】

③-1校内環境のバリアフリー化

③-2発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

活用資料：【資料3-1】【資料3-2】【資料3-3】【資料3-4】【資料3-5】